

入 札 説 明 書

宮崎県が行う宮崎県議会委員会音声データ反訳業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の4に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和5年4月6日（木）

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 宮崎県議会委員会音声データ反訳業務
- (2) 委託内容 宮崎県議会委員会（常任委員会、特別委員会、決算特別委員会分科会等）の議事に係る音声データを反訳し、会議録原稿を作成する。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載され、業務内容に「速記」又は「会議録作成」と登録されている者であること。
- (2) 平成30年度以降に都道府県又は市町村議会の本会議又は委員会音声データ反訳（原稿作成）業務を行った実績がある者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告日から入札日までのいずれの日においても、宮崎県から資格停止の措置を受けていない者であること。

4 担当部局

- (1) 入札に関する事務
宮崎県議会事務局 総務課 総務担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
電話番号0985-26-7215
- (2) 契約に関する事務
宮崎県議会事務局 議事課 常任委員会担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
電話番号0985-26-7216

5 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。なお、入札者は当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 - ア 入札参加資格確認申請書の様式 別紙様式第1号のとおり
 - イ 提出場所 4(2)に同じ
 - ウ 提出部数 1部
 - エ 提出期限 令和5年4月17日（月） 午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - オ 提出方法
持参又は郵送（郵送にあつては書留郵便に限る）により提出するものとする。
なお、郵送による場合、エの期限内に担当部局に到着するよう留意すること。

- (2) 入札参加資格確認資料は、平成30年度以降における同種業務実績調書（別紙様式第2号）とする。
- (3) 入札参加資格確認結果は、令和5年4月21日（金）までに書面により通知する。
ただし、令和5年4月21日（金）に通知する場合は、電送でも併せて通知する。
- (4) 申請書等の作成費用の負担等
 - ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 申請書等は、返却しない。
 - ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は認めない。

6 入札参加資格確認に対する異議申立

- (1) 入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により異議申立ができる。
 - ア 受付期間
入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。
 - イ 受付場所 4(2)に同じ
 - ウ 提出方法
書面は持参又は郵送（郵送にあつては書留郵便に限る）により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
なお、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。
- (2) 異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に通知する。

7 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

8 仕様書に関する質問及び回答

- (1) 仕様書に関する質問がある場合は、次の要領に従い提出すること。
 - ア 受付期間
入札参加資格確認結果の通知を受理した日から令和5年4月25日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とし、受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。
 - イ 受付場所 4(2)に同じ
 - ウ 提出方法
書面（様式は自由）又は電子メール（アドレス：gikai-giji@pref.miyazaki.lg.jp）により提出すること。
書面の場合、持参又は郵送（郵送にあつては書留郵便に限る）により提出するものとする。
また、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。
- (2) (1)の質問に対する回答は、回答書を作成し、質問を提出した相手方に電子メールで通知する。
なお、回答書は、質問提出者以外の者も閲覧できるものとする。
また、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると発注者が判断したものについては、全員に通知する。
 - ア 閲覧場所 4(2)に同じ
 - イ 閲覧期間
令和5年4月18日（火）から令和5年5月8日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）なお、閲覧時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とする。

9 入札

入札に参加する者は、入札書（別紙様式第4号）を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 4(1)に同じ
- (2) 提出期限
令和5年5月8日（月） 午後5時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
- (3) 提出方法
持参又は郵送（郵送にあつては書留郵便に限る）により提出するものとする。入札書の提出においては、5(3)による入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付されていないものは受付できない。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出すること。郵送の場合も同様に別にして郵送用の封筒に入れること。
なお、郵送による場合、(2)の期限内に担当部局に到着するよう留意すること。
- (4) 入札書の日付
入札書提出期限以前の日（入札書作成日）を記入すること。
- (5) 入札金額
入札金額は、反訳を行う音声データ1時間当たりの単価を記入すること。
- (6) 入札方法
落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式第5号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (8) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「5月9日開封《宮崎県議会委員会音声データ反訳業務》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「5月9日開封《宮崎県議会委員会音声データ反訳業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (9) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、二重線で見え消し訂正し、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (10) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

10 開札

- (1) 開札の日時 令和5年5月9日（火） 午後2時
- (2) 開札の場所 宮崎県議会第2委員会室
宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (3) 開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。
開札した場合において、落札者がいない場合は、初度の入札をした者による再度入札を行う。この場合にあつては、別に定める方法によりこれを行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

執行予定額（契約の単位となる金額に、業務委託予定数量を乗じた額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 過去2過年度の間に、国（公団等を含む。）又は地方公共団体（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

12 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 宮崎県財務規則第125条に規定する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において資格停止を受けている者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

13 落札者の決定の方法

(1) 入札書比較価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

再度入札に関する注意事項

初度の入札において、落札者がいない場合は、初度の入札をした者による再度の入札を次により行うものとする。なお、連合その他不正な行為があった入札をした者は再度入札に参加できない。

- 1 再度の入札に参加する者は、再度の入札書を令和5年5月11日（木）午後5時までに届くよう持参又は郵送により提出しなければならない。（郵送にあたっては書留郵便とし、提出期限内必着とする。）
- 2 再度の入札の開札の場所、日時
 - (1) 場所 宮崎県議会 第2委員会室
宮崎市橘通東2丁目10番1号
 - (2) 日時 令和5年5月12日（金）午後2時
- 3 再度の入札書の様式は初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記入すること。
- 4 再度の入札書は初度の入札と同様、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「5月12日開封（宮崎県議会委員会音声データ反訳業務）の再度入札書在中」と朱書きし、郵送により提出する場合は、二重封筒とし入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には、持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮には「5月12日開封（宮崎県議会委員会音声データ反訳業務）の再度入札書在中」と朱書きしなければならない。
- 5 再度の入札の入札者又はその代理人が初度の入札と異なる場合は、再度の入札のための委任状が必要である。なお、初度の入札と同一人の場合は委任状の再提出は不要である。